

報道関係者 各位

平成 22 年 11 月 30 日

(照会先)

職業安定局雇用開発課

課長 水野 知親

課長補佐 横田 喜美子(内線5694)

(電話代表) 03(5253)1111

(直通電話) 03(3502)1718

雇用調整助成金等に関する「休業等実施計画届」受理状況 (平成 22 年 10 月分)

景気の変動、産業構造の変化等、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主を支援することで、その雇用する労働者の失業の予防その他雇用の安定を図る「雇用調整助成金」および「中小企業緊急雇用安定助成金」に関し、助成金を申請する前に事業主が提出する「休業等実施計画届」の受理状況を取りまとめましたので、公表します。

【平成 22 年 10 月の集計結果 (速報値)】

○「休業等実施計画届」の受理事業所数および対象者数

計画届受理事業所数・合計 : 64,395 事業所 (前月比 2,859 カ所の減少)
対象者数 : 1,056,265 人 (同 44,742 人の減少)

(企業規模別内訳) 大企業 : 1,312 事業所 (同 52 カ所の減少)
対象者数 : 121,379 人 (同 2,892 人の減少)

中小企業 : 63,083 事業所 (同 2,807 カ所の減少)
対象者数 : 934,886 人 (同 41,850 人の減少)

(別紙 1) 休業等実施計画届受理状況 (平成 22 年 10 月) 【速報値】

(別紙 2) 休業等実施計画届受理状況 (平成 20 年度～平成 22 年度) 【速報値】

(別紙 3) 支給決定状況 (平成 20 年度～平成 22 年度) 【速報値】

※ 当該月に支給決定した件数、対象労働者数、金額です。

(参考 1) 雇用調整助成金の概要

(参考 2) 中小企業緊急雇用安定助成金の概要

平成22年10月
雇用調整助成金等に係る休業等実施計画届受理状況【速報値】

別紙1

	大企業		中小企業		合 計	
	計画届受理 事業所数	対象者数	計画届受理 事業所数	対象者数	計画届受理 事業所数	対象者数
1 北 海 道	27	1,327	647	9,590	674	10,917
2 青 森	3	401	224	5,210	227	5,611
3 岩 手	3	209	365	8,610	368	8,819
4 宮 城	23	1,850	579	10,623	602	12,473
5 秋 田	4	126	335	8,275	339	8,401
6 山 形	4	160	673	12,827	677	12,987
7 福 島	6	162	849	17,041	855	17,203
8 茨 城	25	1,136	586	10,561	611	11,697
9 栃 木	16	1,285	504	8,300	520	9,585
10 群 馬	15	913	877	13,163	892	14,076
11 埼 玉	33	7,372	1,763	28,523	1,796	35,895
12 千 葉	40	3,688	1,133	18,507	1,173	22,195
13 東 京	349	27,760	7,019	83,976	7,368	111,736
14 神 奈 川	88	5,803	2,601	39,840	2,689	45,643
15 新 潟	19	1,768	3,140	44,059	3,159	45,827
16 富 山	11	1,646	878	15,526	889	17,172
17 石 川	20	1,952	1,557	20,536	1,577	22,488
18 福 井	13	1,995	985	12,605	998	14,600
19 山 梨	10	163	276	4,807	286	4,970
20 長 野	26	3,450	1,282	18,770	1,308	22,220
21 岐 阜	11	2,205	2,162	32,382	2,173	34,587
22 静 岡	37	7,013	3,227	53,659	3,264	60,672
23 愛 知	107	7,625	7,355	106,653	7,462	114,278
24 三 重	9	532	1,071	19,936	1,080	20,468
25 滋 賀	9	492	517	7,629	526	8,121
26 京 都	14	1,445	1,549	21,213	1,563	22,658
27 大 阪	161	13,079	7,032	93,416	7,193	106,495
28 兵 庫	40	4,596	2,460	37,478	2,500	42,074
29 奈 良	3	181	269	2,892	272	3,073
30 和 歌 山	10	2,005	384	7,374	394	9,379
31 鳥 取	1	17	255	4,044	256	4,061
32 鳥 根	0	0	335	4,969	335	4,969
33 岡 山	19	1,553	1,261	19,763	1,280	21,316
34 広 島	43	4,614	2,459	32,768	2,502	37,382
35 山 口	9	1,379	582	9,120	591	10,499
36 徳 島	1	24	251	3,332	252	3,356
37 香 川	6	235	412	5,740	418	5,975
38 愛 媛	9	997	400	5,171	409	6,168
39 高 知	7	933	202	3,400	209	4,333
40 福 岡	47	4,569	2,253	35,419	2,300	39,988
41 佐 賀	0	0	237	4,215	237	4,215
42 長 崎	1	7	384	5,573	385	5,580
43 熊 本	16	2,141	511	8,313	527	10,454
44 大 分	3	1,331	557	8,622	560	9,953
45 宮 崎	5	798	186	3,021	191	3,819
46 鹿 児 島	4	235	432	6,855	436	7,090
47 沖 縄	5	207	67	580	72	787
全 国	1,312	121,379	63,083	934,886	64,395	1,056,265

- ※1 速報値であり、今後変更の可能性がある。
 2 一事業所が休業と教育訓練を実施した場合は、それぞれ1件としてカウントするため、計画届受理事業所数及び対象者数には重複がある。
 3 複数月（連続判定基礎期間）に渡る計画を同時に受理した事業所については、各月（判定基礎期間）ごとにそれぞれ1件としてカウントするため、計画届受理事業所数及び対象者数には重複がある。
 4 本集計には出向に係る件数は含んでいない。

雇用調整助成金等に係る休業等実施計画届受理状況 平成20年度～平成22年度

	平成20年度		平成21年度		平成22年度	
	計画届受理事業所数	対象者数	計画届受理事業所数	対象者数	計画届受理事業所数	対象者数
4月	63	1,343	61,360	2,530,659	80,837	1,495,998
5月	79	2,601	67,216	2,334,312	76,945	1,328,049
6月	92	1,774	75,273	2,376,995	76,043	1,282,395
7月	96	2,429	82,982	2,439,417	72,489	1,214,241
8月	123	3,060	79,904	2,115,021	69,015	1,124,710
9月	107	2,970	80,908	1,994,071	67,254	1,101,007
10月	140	3,632	84,481	1,974,517	64,395	1,056,265
11月	198	8,598	81,231	1,853,495	—	—
12月	1,707	138,549	81,756	1,866,717	—	—
1月	12,209	879,614	83,079	1,727,778	—	—
2月	29,137	1,865,792	79,648	1,608,713	—	—
3月	46,558	2,379,069	82,962	1,597,700	—	—
計	90,509	5,289,431	940,800	24,419,395	506,978	8,602,665

- ※ 1 速報値であり、今後変更の可能性がある。
 2 一事業所が休業と教育訓練を実施した場合、それぞれ1件としてカウントするため、計画届受理事業所数及び対象者数には重複がある。
 3 複数月（連続判定基礎期間）に渡る計画を同時に受理した事業所については、各月（判定基礎期間）ごとにそれぞれ1件としてカウントするため、計画届受理事業所数及び対象者数には重複がある。
 4 本集計には出向に係る件数は含んでいない。
 5 平成20年12月分より中小企業緊急雇用安定助成金（平成20年12月1日創設）の休業等実施計画届の受理件数を含む。

雇用調整助成金等支給決定状況 平成20年度～平成22年度【速報値】

	平成20年度			平成21年度					平成22年度				
	支給決定 事業所数	対象者数	支給額（千円）	支給決定事業所数		対象者数		支給額（千円）	支給決定事業所数		対象者数		支給額（千円）
				上乗せ分 ※7	上乗せ分 ※7	上乗せ分 ※7	上乗せ分 ※7						
4月	43	1,214	34,691	7,609	92	534,759	3,341	13,804,158	68,612	14,708	1,065,356	155,497	33,830,850
5月	52	1,287	30,466	18,515	707	1,126,623	15,528	32,224,648	64,036	14,081	962,990	151,162	31,531,947
6月	61	1,532	37,208	33,645	3,315	1,857,277	57,532	54,081,890	78,050	18,704	1,134,246	202,032	37,735,926
7月	56	1,864	44,586	64,077	8,095	2,527,754	124,010	76,588,301	73,103	18,057	1,015,946	188,412	34,249,758
8月	86	2,099	43,819	77,840	12,304	2,501,112	169,916	76,059,744	73,759	19,296	967,852	197,728	33,803,850
9月	75	1,608	41,214	87,025	13,791	2,479,812	178,323	77,650,955	66,661	17,826	841,167	173,240	29,223,034
10月	103	2,409	53,935	96,400	16,189	2,270,549	192,564	73,557,536	62,109	16,520	773,769	162,158	25,830,788
11月	76	1,590	36,834	85,604	15,083	1,849,218	170,103	57,455,223	—	—	—	—	—
12月	83	2,716	49,683	90,853	15,478	1,838,246	174,836	59,659,160	—	—	—	—	—
1月	127	4,150	81,122	78,092	13,631	1,468,026	151,608	47,617,259	—	—	—	—	—
2月	461	21,583	499,907	72,288	12,670	1,370,934	139,428	40,813,469	—	—	—	—	—
3月	3,665	212,129	5,825,942	82,068	14,730	1,474,139	164,514	43,959,530	—	—	—	—	—
計	4,888	254,181	6,779,407	794,016	126,085	21,298,449	1,541,703	653,471,873	486,330	119,192	6,761,326	1,230,229	226,206,153

※1 当該月に支給決定した件数、対象労働者数、金額である。

2 速報値であり、今後変更の可能性がある。

3 一事業所において休業と教育訓練を実施した場合には、それぞれ1件としてカウントするため、支給決定事業所数及び対象者数には重複がある。

4 一事業所から複数月分の支給申請書がまとめて提出された等により、1月の間に複数回の支給決定を行った場合には、それぞれ1件としてカウントするため、支給決定事業所数及び対象者数には重複がある。

5 出向に係る件数は含まない。

6 平成21年1月分より中小企業緊急雇用安定助成金（平成20年12月1日創設）の支給分を含む。

7 解雇等を行わず、助成率の上乗せを申請した事業主に対して支給した件数でうち数である。

8 四捨五入の関係で各月の支給額と合計値は必ずしも一致しない。

雇用調整助成金について

【目的】

景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされ、休業等（休業及び教育訓練）又は出向を行った事業主に対して、休業手当、賃金又は出向労働者に係る賃金負担額相当額の一部を助成するもので、失業の予防を目的としています。

【支給対象事業主】

受給できる事業主は、次の①～③に該当する事業主です。

- ① 雇用保険の適用事業の事業主
- ② 次のいずれかの生産量要件を満たす事業主
 - I 売上高又は生産量の最近 3 か月間の月平均値がその直前 3 か月間又は前年同期に比べ 5% 以上減少していること。
 - II 売上高又は生産量の最近 3 か月間の月平均値が前々年同期に比べ 10%以上減少していることに加え、直近の決算等の経常損益が赤字であること（ただし、対象期間の初日が平成 21 年 12 月 14 日から平成 22 年 12 月 13 日までの間にあるものに限る）。
- ③ それぞれ次のいずれにも該当する休業等又は出向（3 か月以上 1 年以内の出向をいいます。）を行う事業主
 - a 対象期間内（事業主が指定した日から 1 年間）に実施されるもの
 - b 労使間の協定によるもの
 - c 事前に管轄都道府県労働局又はハローワークに届け出たもの
 - d 雇用保険の被保険者（雇用保険の被保険者としての期間は問いません）を対象とするもの
 - e 休業について、休業手当の支払いが労働基準法第 26 条に違反していないこと
 - f 教育訓練について、通常行われる教育訓練ではないこと
 - g 出向について、出向労働者の同意を得たものであること

※ 通常、助成金の対象となった出向の終了日の翌日から 6 か月を経ずに開始された再度の出向は助成金の対象となりませんが、平成 21 年 11 月 30 日から平成 22 年 11 月 29 日までに開始される再度の出向については、6 か月経過していない場合も支給の対象になります。

【支給内容】

○ 支給額

休業等（休業及び教育訓練）	出向
<ul style="list-style-type: none"> ・ 休業手当又は賃金相当額 × 3 分の 2（※1、※2、※3） ・ 教育訓練は上記に加えて訓練費として、1 人 1 日当たり 4,000 円を加算 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出向元事業主が負担した賃金相当額 × 3 分の 2（※1、※2、※3）

（※1） 1 人 1 日当たり雇用保険基本手当日額の最高額（平成 22 年 8 月 1 日現在 7,505 円）が限度となります。

（※2） 以下の要件を満たした場合に助成率を 2 / 3 から 3 / 4 へ上乘せします。

（休業等）

- ① 判定基礎期間（賃金締切期間）の末日における事業所労働者数（受け入れている派遣労働者を含む。以下同じ。）が、比較期間（初回の計画届提出日の属する月の前月から遡った 6 か月間）の月平均事業所労働者数と比して 4 / 5 以上であること。
- ② 判定基礎期間（賃金締切期間）とその直前 6 か月の間に事業所の労働者の解雇等（有期契約労働者の雇止め、派遣労働者の事業主都合による中途契約解除等を含む。以下同じ。）をしていないこと。

（出向）

- ① 1 支給対象期の末日における事業所労働者数が、比較期間（出向実施計画届の提出日の属する月の前月から遡った 6 か月間）の月平均事業所労働者数と比して 4 / 5 以上であること。
- ② 出向実施計画届の提出日から 1 支給対象期の末日までの間に事業所の労働者の解雇等をしていないこと。

（※3） 障害者に関する助成率は 2 / 3 から 3 / 4 へ上乘せします。

○ 支給限度日数 3 年間で 300 日

（平成 22 年 8 月現在）

中小企業緊急雇用安定助成金について

【目的】

現下の厳しい経済情勢の中でも従業員の雇用維持に努力する中小企業事業主を支援するため、従来の雇用調整助成金を見直し、平成20年12月1日から創設しました。休業等（休業及び教育訓練）又は出向を行った事業主に対して、休業手当、賃金又は出向労働者に係る賃金負担額の一部を助成するもので、失業の予防を目的としています。

【支給対象事業主】

受給できる事業主は、次の①～③に該当する事業主です。

- ① 雇用保険の適用事業所の中小企業事業主
 - ② 次のいずれかの生産量要件を満たす事業主
 - I 売上高又は生産量の最近3か月間の月平均値がその直前3か月又は前年同期に比べ5%減少していること（ただし直近の決算等の経常損益が赤字であれば5%未満の減少でも可）
 - II 売上高又は生産量の最近3か月間の月平均値が前々年同期に比べ10%以上減少していることに加え、直近の決算等の経常損益が赤字であること（ただし、対象期間の初日が平成21年12月2日から平成22年12月1日までの間にあるものに限る）。
 - ③ それぞれ次のいずれにも該当する休業等又は出向（3か月以上1年以内の出向をいいます。）を行う事業主
 - a 対象期間内（事業主が指定した日から1年間）に実施されるもの
 - b 労使間の協定によるもの
 - c 事前に管轄都道府県労働局又はハローワークに届け出たもの
 - d 雇用保険の被保険者（雇用保険の被保険者としての期間は問いません）を対象とするもの
 - e 休業について、休業手当の支払いが労働基準法第26条に違反していないこと
 - f 教育訓練について、通常行われる教育訓練ではないこと
 - g 出向について、出向労働者の同意を得たものであること
- ※ 通常、助成金の対象となった出向の終了日の翌日から6か月を経ずに開始された再度の出向は助成金の対象となりませんが、平成21年11月30日から平成22年11月29日までに開始される再度の出向については、6か月経過していない場合も支給の対象になります。

【支給内容】

○ 支給額

休業等（休業及び教育訓練）	出向
<ul style="list-style-type: none"> ・ 休業手当又は賃金相当額×5分の4(※1、※2、※3) ・ 教育訓練は上記に加えて訓練費として、1人1日当たり 6,000円を加算 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出向元事業主が負担した賃金相当額×5分の4(※1、※2、※3)

(※1) 1人1日当たり雇用保険基本手当日額の最高額（平成22年8月1日現在 7,505円）が限度となります。

(※2) 以下の要件を満たした場合に助成率を4/5から9/10へ上乘せします。

(休業等)

- ① 判定基礎期間（賃金締切期間）の末日における事業所労働者数（受け入れている派遣労働者を含む。以下同じ。）が、比較期間（初回の計画届提出日の属する月の前月から遡った6か月間）の月平均事業所労働者数と比して4/5以上であること。
- ② 判定基礎期間（賃金締切期間）とその直前6か月の間に事業所の労働者の解雇等（有期契約労働者の雇止め、派遣労働者の事業主都合による中途契約解除等を含む。以下同じ。）をしていないこと。

(出向)

- ① 1支給対象期の末日における事業所労働者数が、比較期間（出向実施計画届の提出日の属する月の前月から遡った6か月間）の月平均事業所労働者数と比して4/5以上であること。
- ② 出向実施計画届の提出日から1支給対象期の末日までの間に事業所の労働者の解雇等をしていないこと。

(※3) 障害者に関する助成率は4/5から9/10へ上乘せします。

○ 支給限度日数 3年間で300日

(平成22年8月現在)